

特集

これからの 看護教員養成

講習会ガイドライン 活用と発展



MAJOR ARTICLES

厚生労働省で、はじめて“看護教員のあり方”に焦点が当たった検討会がもたれました。生活ニーズの多様化、保健医療福祉制度の複雑化といった社会的要請に応えるべく、看護師に求められる職責は高まるばかり。その基礎教育を担う看護教員の「質が課題である」と国家機関の場で問われたのが、『専任教員養成講習会及び教務主任講習会ガイドライン』（2010年4月1日）が公布されるに至った背景です。本誌では、51巻12号特集「実践力向上の実習評価へ ポートフォリオ&ルーブリック実践ガイド」に続き、今春から教員養成の場で導入されてゆく本ガイドライン作成の経緯から現場での展開まで概観できる構成としました。皆さんの“これから”に迫ります。